

令和7年度職員危機管理研修業務委託 企画提案参加仕様書

1 事業名

令和7年度職員危機管理研修業務委託

2 事業の概要

- (1) 三重県職員を対象とした次の危機管理研修の実施
 - ア 新任所属長研修
 - イ 新任班長等研修
- (2) 上記研修に使用する研修資料の作成

3 業務内容

別添「令和7年度職員危機管理研修業務委託仕様書」3〔委託業務の内容〕記載のとおり

4 委託期間

契約の日から令和7年12月26日まで

5 契約上限額

929,522円（消費税及び地方消費税を含む）

6 企画提案者の参加資格

次に掲げる条件を全て満たした者とする。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

7 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 提案者が同一事項のコンペに対して二つ以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実と反する申し込みや提案に際して談合等の不正行為があったとき。
- (5) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字に誤脱があったとき、又は識別しがたい見積、又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (6) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- (7) その他、契約担当者が予め指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

8 企画提案コンペの参加意思表示

企画提案コンペに参加を希望する者は、次のとおり参加資格確認申請書を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 令和7年度職員危機管理研修業務委託企画提案コンペ

参加資格確認申請書（様式1） 1部

イ) 上記アの添付書類 1 部

(2) 提出期限

令和7年4月24日(木) 17時まで

(3) 提出場所

下記15に示す所属

(4) 提出方法

上記(3)の場所へ持参、郵便又は民間事業者による信書便にて提出すること(メール及びファクシミリでの提出は受け付けない)。郵便又は民間事業者による信書便により提出する場合は、提出期限必着とし、配達証明や電話等により到着が確認できるようにすること。

(5) 企画提案コンペ参加者の資格審査及び結果通知

提出された上記8(1)等により、資格審査を行います。資格審査結果は令和7年5月9日(金)までに電子メール又は郵便、FAXで通知します。

9 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本参加仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和7年度職員危機管理研修業務委託企画提案コンペ選定委員会」において審査を行い、見積もり価格を勘案のうえ総合的に最優秀提案を選定する。(プレゼンテーションは実施しない。)

(1) 企画提案資料提出期限

令和7年5月16日(金) 17時まで

(2) 提出場所

下記15に示す所属

(3) 提出方法

上記(2)の場所へ持参、郵便又は民間事業者による信書便にて提出すること(メール及びファクシミリでの提出は受け付けない)。郵便又は民間事業者による信書便により提出する場合は、提出期限必着とし、配達証明や電話等により到着が確認できるようにすること。

(4) 最優秀提案者の選定

提出された企画提案書の内容を、下記(5)記載の選定基準に沿って採点評価のうえ、評点合計の最も高い者を最優秀提案者として選定する。

(5) 企画提案書の選定基準

- ア 提案内容(目的との合致、有効性、独自性)
- イ 業務遂行能力
- ウ 経費妥当性
- エ 地域貢献性

(6) 選定結果の通知

上記(4)の選定結果については、令和7年5月23日(金)までに各企画提案書の提出者に対し文書により通知する。

10 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案書 7部【正本1部、副本6部】

ア 様式

A4版(A3版による折り込み可)、40頁まで。

イ 内容・構成

- ・全体的なスケジュール
- ・研修内容(講義、演習の主な事項を記載すること。なお、別添「令和7年度職員危機管理研修業務委託仕様書」3〔委託業務の内容〕－(2)〔研修の実施〕－③〔研修内容等〕－「VI 提案を求める事項」に記載する内容については、必ず提案書へ盛り込むこと。)

(2) 見積書 7部【正本1部、副本6部】

ア 必要と判断される項目においてそれぞれ詳細に計上すること。

- イ 消費税及び地方消費税は内書きで記載すること。
- (3) その他必要書類
 - ア 会社の概要を説明する書類（別紙：様式2） 1部
 - イ 会社概要パンフレット 7部
 - ウ 令和4年度以降、国、都道府県又は市区町村において、職員を対象とした危機管理研修に係る業務（研修、演習、訓練等の企画、運営業務を指す。講演会等への講師派遣のみの業務は対象としない。）を受託した実績がある場合は、契約実績を示す証明書（別紙：様式3） 1部

1.1 質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付期限
令和7年4月18日（金）17時まで（必着）
- (2) 質問の提出
ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により行うものとし、下記1.5の担当部局へ提出すること。
- (3) 質問に対する回答
質問に対する回答は、令和7年4月22日（火）までに三重県のホームページに掲載する。

1.2 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納の税額がないこと用）」（税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し（提示可） 1部
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し（提示可） 1部

1.3 契約方法等

- (1) 「三重県会計規則」第65条第3項の規定により作成された予定価格の範囲内で、最も優れた提案を行った最優秀提案者と委託契約を締結する。
- (2) 契約方法に関する事項
 - ア 契約条項を示す場所は下記1.5の場所とする。
 - イ 契約保証金は契約金額の100分の10以上とする。ただし、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は免除する。
 - ウ 契約書は2通作成し、三重県及び受注者の双方各1通を保有するものとする。なお、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとする。
 - エ 契約書の作成に要する費用は、すべて受注者の負担とする。
- (3) 監督及び検査
監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行うものとする。
- (4) 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期
契約内容の履行が完了し、検査に合格した後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に指定された金融機関へ振り込むものとする。

1.4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 個人情報の保護
受託者が本委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めることとする。
なお、委託を受けた事務に従事している者もしくは従事していた者等に対しても、個人情報の保護に関する法律第179条の罰則規定が適用されるので留意すること。

(3) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

(4) 不当介入による通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

ア 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

(ウ) 発注所属に報告すること。

(エ) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

イ 契約締結権者は、受託者が アの(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(5) 提出された企画提案書は返還しない。

(6) 企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、企画提案者が負担するものとする。

(7) 提出された各資料については、特別な事情がない限り再提出は認めない。

15 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県防災対策部危機管理課 担当 山本

電話 059-224-2734 F A X 059-224-2203 E-mail ki2kanri@pref.mie.lg.jp